

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第547号）

2021年4月28日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 直近の重要政策

#### 産業政策

- 『上海市におけるサービス業の開放拡大総合試行の総体方案』の発表に関する商務部の通知（商務部、4/21）

#### マクロ政策

- 予算管理制度改革の更なる深化に関する国務院の意見（国務院、4/13）

#### 金融政策

- 『グリーンボンド支援プロジェクト目録（2021年版）』の発布に関する中国人民銀行、発展改革委、証監会の通知（中国人民銀行等、4/21）
- 中国人民銀行令〔2021〕第3号（金融機関のマネーローンダリングやテロ資金供与の防止監督管理弁法）（中国人民銀行、4/16）

#### 財政政策

- 「第14次五カ年計画」期間における科学技術イノベーションの支援に係る輸入税制に関する財政部、税関総署、税務総局の通知（財政部等、4/20）

#### 最低賃金

- 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移（4/1）

### ■ 注目トピックス

商務部は2021年4月21日、上海市や海南省、天津市、重慶市におけるサービス業の開放拡大を旨とする通知を公布しました。商務部は各地方政府及び関係部門に対し、詳細な施策内容が示された全体方案を発表し、国の政策方針を着実に実行するよう求めました。

上記法令の詳細については、次頁以降をご参照ください。

#### みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

## 産業政策

### 『上海市におけるサービス業の開放拡大総合試行の総体方案』の発表に関する商務部の通知

(原文：商務部关于印发《上海市服务业扩大开放综合试点总体方案》的通知)

商資発 2021 年第 63 号

商務部 2021 年 4 月 21 日公布

#### 【主要内容】

- 中国域外で建築設計や企画等の就業資格を取得した専門人材は届け出の手続きを行った上で、試行地域でサービスを提供することが可能である。中国域外のキャリアを中国域内のそれと同様に扱う
- 排出権取引及びグリーンファイナンスの発展に積極的に取り組む。条件を満たす地方銀行や企業による中国域外でのグリーンボンドの発行を支持する
- 海外事業者との越境医療保険商品の共同開発を支持する
- 海外高度人材の起業や学術交流、ビジネス活動に対し、出入国、在留手続きなどの面で便宜を図る
- デジタル人民元の試行展開を支持する。条件を満たす金融機関によるフィンテック子会社の設立を支持する
- 外資系証券会社、資産運用会社、先物会社、生保会社、ファイナンスカンパニーの設立を支持する。外資系金融機関による投信カストディアン免許の取得を支持する。QFLP（適格海外投資事業有限責任組合）制度の試行を一層推進する
- 付加価値電信業務の開放を拡大する。海外利用者に適したICP（インターネットコンテンツプロバイダー）届出制の確立を模索する
- 外資系旅行代理店による海外旅行業務の展開を認める
- 医療や物流、デジタル貿易、半導体、AI、3Dプリンター、ビッグデータなどの新興分野における業務展開を促す

コメント：商務部は昨年8月に『サービス貿易のイノベーション発展試行の全面深化総体方案に関する通知』<sup>1</sup>を発表し、試行地域におけるサービス業の対外開放を更に拡大する方針を打ち出した。國務院は昨年9月に北京市<sup>2</sup>、今年4月に上海市、海南省、天津市、重慶市におけるサービス業の開放拡大総合試行を認可した。商務部は今回、上記4省市に対し、詳細な施策内容が示された全体方案を発表した。趣旨は概ね一致しているが、地域に特化した部分もあり、たとえば上海や海南にはデジタル人民元の試行展開に関する内容が盛り込まれたが、天津や重慶にはその内容はない。また、自然独占産業の開放について、上海は付加価値電信業務の開放拡大や海外利用者に適したICP届出制の確立模索を挙げているが、海南や天津では民間企業による電力販売、配電業務の展開支持を取り上げている。重慶は海外利用者に適したICP届出制の確立模索に加え、民間企業による電力販売、配電業務の展開支持を挙げている

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202104/20210403054527.shtml>

## マクロ政策

### 予算管理制度改革の更なる深化に関する國務院の意見

(原文：國務院关于进一步深化预算管理制度改革的意见)

国発 [2021] 5 号

國務院 2021 年 4 月 13 日公布

#### 【主要内容】

- 各種の減税、行政費用引き下げ策を徹底して行う。財政収入の規模や伸び率を政府活動の評価対象に

<sup>1</sup> その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 517 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0569-XF-0105.pdf>

<sup>2</sup> 北京市におけるサービス業の開放拡大の施策内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 520 号をご参照ください。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0572-XF-0105.pdf>

盛り込んでではない

- 財政支出管理の規範化、標準化を推進する。公共福祉や雇用、経済運営の確保を財政支出の優先分野として堅持する
- 予算計画の実行や予実管理を強化する
- 地方政府の隠れ債務に伴うリスクを防止、解消する。国有企業、事業団体への監督管理を強化し、地方政府が企業債務の形で隠れ債務を増やすことを禁止する
- 地方政府は金融機関を経由し不正な融資または資金調達を行ってはならない。金融機関が地方の党委、人民代表大会、政府から保証証書を受領したり、保証証書の発行或いは保証契約の締結を求めたりすることを禁止する
- 地方政府が資金調達のために設立した「融資プラットフォーム」の整理を行い、その政府による資金調達の機能をなくすようにし、返済能力を失った「融資プラットフォーム」に対し、法に基づき破産・再建または清算を実施しなければならない
- 市場原理に基づいたデフォルト対応メカニズムの整備に取り組み、当事者間の合意を促し、意図的なデフォルトやシステマティックリスクを徹底的に防止する
- 債務問題に対する遡及調査や政府（関係者）への終身責任追及制度を厳格に実施する
- 地方政府は重大なプロジェクト、政策を実施する前、当地の財政余力を考慮しなければならない
- 予算管理の透明性、情報化のレベルを高める。財政と税務、人力資源・社会保障（厚生労働）、中国人民銀行、監査（会計検査院）、公安、市場監督管理等の部門間の情報共有を積極的に推進する

コメント：中国国際金融（CICC）の試算によると、2018年末時点、「融資プラットフォーム」の有利子負債は30兆元を超え、対GDP比で34%を占める規模であった。しかし、「融資プラットフォーム」のDSCR（借入償還余裕率）はわずか0.4であり、即ち運営キャッシュフローでは当期の元利金返済を賄いきれないことになる。一方、重慶市や湖南省、陝西省、山東省等の地方政府は既に当地の「融資プラットフォーム」の整理に着手しており、その機能や競争力により廃止または国有企業、一般企業として再編する方針を発表している。中共中央弁公庁及び国務院弁公庁は2018年9月に『国有企業の資産負債の拘束性強化に関する指導意見』を発表し、返済能力を失った「融資プラットフォーム」に対し、初めて破産や清算に踏み込んだ方針を打ち出した。破産は隠れ債務の解消にとって最後の手段であるが、システマティックリスク防止に加え、地方への影響も考慮し、短期的には多く出る可能性が低いとみられる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-04/13/content\\_5599346.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-04/13/content_5599346.htm)

## 金融政策

### 『グリーンボンド支援プロジェクト目録（2021年版）』の発布に関する中国人民銀行、発展改革委、証監会の通知

（原文：中国人民銀行 発展改革委 证监会关于印发《绿色债券支持项目目录（2021年版）》的通知）

銀発〔2021〕96号

中国人民銀行等 2021年4月21日公布、2021年7月1日実施

#### 【主要内容】

- 2030年までにCO2排出をピークアウトさせ60年までに実質ゼロにする目標を達成するため、『グリーン・低炭素循環型経済発展体系の構築・整備の加速に関する国務院の指導意見』（国発〔2021〕4号）、『グリーン金融体系の構築に関する指導意見』（銀発〔2016〕228号。中国人民銀行等7部門が2016年8月に発表）、『グリーン産業指導目録（2019年版）』（以下、2019年版指導目録）等に基づき、『グリーンボンド支援プロジェクト目録（2021年版）』（以下、2021年版プロジェクト目録）を策定した
- 2021年版プロジェクト目録は『グリーンボンド支援プロジェクト目録（2015年版）』（以下、2015年版プロジェクト目録）の改訂版となるものだが、2019年版指導目録の大分類（1級分類）を参照し、①省エネ、②クリーン生産、③クリーンエネルギー、④生態環境保護、⑤インフラ施設のグリーン化、⑥グリーンサービスという6つの大分類を1級分類として追加した
- 6つの大分類は、さらに中分類（2級分類）、小分類（3級分類）と、個別のプロジェクトの種類（4級分類）に分けられている。中分類と小分類は基本的に2015年版プロジェクト目録の内容を踏襲し、国際的に主流であるグリーンプロジェクトの分類基準と一致している

- プロジェクトの種類（4級分類）は概ね2019年版指導目録の小分類（3級分類）と一致しているが、2015年版プロジェクト目録に比べ、グリーン農業やグリーンビルディング、水資源の節約・非常用水源の利用、CO2回収・利用・貯留、農村部でのクリーン暖房などの項目を追加し、グリーン設備分野の支援対象を生産から貿易活動まで拡大した。また、国際的な基準との整合性を図り、クリーンコールを支援対象から削除した
- 中国人民銀行や国家発展改革委員会、証券監督管理委員会は関係部門とともに、グリーンファイナンスにおける国際協力の進展、国内グリーンボンド市場の発展状況などに基づき、2021年版プロジェクト目録を適時に調整、改訂する
- 2021年版プロジェクト目録は2021年7月1日より実施する

コメント：中国人民銀行の易綱総裁は最近、中国人民銀行とIMFが共催したシンポジウムで、2020年末時点、中国のグリーンローン残高は約1兆8,000億米ドル、グリーンボンドの残高は約1,250億米ドルとなり、それぞれ世界1位と2位となると表明した。グリーンボンドにはデフォルトの前例もない。また、中央財経大学のグリーンファイナンス国際研究院が今年2月に発表した「中国グリーンボンド市場2020年度分析ブリーフレポート」では、中国は2020年に国内外の市場で2,786億6,200万元のグリーンボンドを発行し、発行額は昨年まで累計1兆4,000億元を超えたとした。国際的な基準との整合性をとる2021年版プロジェクト目録の発表は、グリーンボンドの発行規模の更なる拡大に資するとみられる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4236341/index.html>

**中国人民銀行令〔2021〕第3号（金融機関のマネーロンダリングやテロ資金供与の防止監督管理弁法）**  
 （原文：中国人民銀行令〔2021〕第3号（金融机构反洗钱和反恐怖融资监督管理办法））

銀発〔2021〕84号

中国人民銀行 2021年4月16日公布、2021年8月1日実施

**【主要内容】**

- 金融機関は本店レベルでAML/CFT（マネーロンダリングやテロ資金供与対策）関連リスクの自己評価制度を構築し、そのリスクを定期的または不定期に評価する。金融機関はそのリスク及び事業規模に基づき、健全なAML/CFT関連内部統制制度を確立し、相応のリスク管理政策を策定しなければならない
- 金融機関は、AML/CFT関連監査体制を構築し、内部監査或いは独立監査等を通じ、AML/CFT関連内部統制制度の運営状況を審査しなければならない
- 中国域外に拠点や子会社を設ける場合、域内の金融機関本店は中国人民銀行もしくは所在地の中国人民銀行支店に対し、域外の拠点や子会社が所在国（地域）で受けたAML/CFT監督状況を毎年報告しなければならない
- 金融機関にAML/CFT関連リスクが潜む、またはAML/CFT業務には明らかな欠陥が存在し、金融機関に注意を喚起する必要がある場合、中国人民銀行は当該金融機関に対し「AML監督管理通知書」を発行することが可能である。従来の質問形式（電話方式採用可）による監督手段は削除された
- 弁法の適用対象に、非銀行決済事業者やソーシャルレンディング、消費者金融会社、貸金業者、銀行理財子会社等を追加した
- 本弁法は2021年8月1日より実施する。『金融機関アンチマネーロンダリング監督管理弁法（試行）』（銀発〔2014〕344号）は廃止となる

コメント：近年、インターネット金融事業者などの発展に伴い、金融機関の業態が多様化している。これを背景に、重大な金融リスクの防止・解消を図るため、当局は非銀行決済事業者やソーシャルレンディング、銀行理財子会社などをAML/CFT規制対象に追加した。これに加え、事業展開のグローバル化もあり、金融機関は海外拠点のAML/CFT対応状況を中国人民銀行に報告することが義務付けられた

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/4232619/index.html>

## 財政政策

### 「第14次五カ年計画」期間における科学技術イノベーションの支援に係る輸入税制に関する財政部、税関総署、税務総局の通知

(原文：財政部 海关总署 税务总局关于“十四五”期间支持科技创新进口税收政策的通知)

#### 財関税 [2021] 23号

財政部等 2021年4月20日公布、2021年1月1日～2025年12月31日実施

#### 【主要内容】

- 条件を満たす科学研究機関、技術開発機関、学校、党学校(行政学院)、図書館が輸入する国内生産できない、または機能では需要を満たせない科学研究、技術開発及び教育用品に対し、関税と輸入増値税、消費税を免除する
- 条件を満たす科学研究機関、学校、党学校(行政学院)、図書館が輸入する科学研究、教育用の図書、資料等に対し、輸入増値税を免除する
- 上記の優遇税制を受けられる免税品リストにつき、財政部、税関総署、税務総局は関係部門の意見を聴取した上、別途策定・発表し、機動的に調整する
- 本通知は2021年1月1日から2025年12月31日まで実施される

コメント：「科学技術立国」や「イノベーションによる成長の牽引」という戦略を実行する一環であり、科学技術強国の建設を加速させる意図がある

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://qss.mof.gov.cn/qzdt/zhengcefabu/202104/t20210420\\_3688785.htm](http://qss.mof.gov.cn/qzdt/zhengcefabu/202104/t20210420_3688785.htm)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## □ 中国各地の最低月額賃金

現時点の中国各省・自治区・直轄市の最低月額賃金につきましては、次頁の図表の通りとなります。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2021年 4月1日時点	2020年	2019年	2018年	2017年
華北	北京	2019年7月	2,200	2,200	2,200	2,120	2,000
	天津	2017年7月	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
	河北	2019年11月	1,900	1,900	1,900	1,650	1,650
	山西	2017年10月	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	内モンゴル	2017年8月	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
東北	黒龍江	2021年4月	1,860	1,680	1,680	1,680	1,680
	吉林	2017年10月	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
	遼寧	2019年11月	1,810	1,810	1,810	1,620	1,530
華東	上海	2019年4月	2,480	2,480	2,480	2,420	2,300
	江蘇	2018年8月	2,020	2,020	2,020	2,020	1,890
	(蘇州)	2018年8月	2,020	2,020	2,020	2,020	1,940
	浙江	2017年12月	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010
	山東	2018年6月	1,910	1,910	1,910	1,910	1,810
	福建	2020年1月	1,800	1,800	1,700	1,700	1,700
華南	広東	2018年7月	2,100	2,100	2,100	2,100	1,895
	深圳	2018年7月	2,200	2,200	2,200	2,200	2,130
	広西	2020年3月	1,810	1,810	1,680	1,680	1,400
	海南	2018年12月	1,670	1,670	1,670	1,670	1,430
中部	河南	2018年10月	1,900	1,900	1,900	1,900	1,720
	安徽	2018年11月	1,550	1,550	1,550	1,550	1,520
	江西	2021年4月	1,850	1,680	1,680	1,680	1,530
	湖北	2017年11月	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
	湖南	2019年10月	1,700	1,700	1,700	1,580	1,580
西北	陝西	2021年5月	1,950	1,800	1,800	1,680	1,680
	甘肅	2017年6月	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620
	寧夏	2017年10月	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660
	青海	2020年1月	1,700	1,700	1,500	1,500	1,500
	新疆	2021年4月	1,900	1,820	1,820	1,820	1,670
西南	重慶	2019年1月	1,800	1,800	1,800	1,500	1,500
	四川	2018年7月	1,780	1,780	1,780	1,780	1,500
	貴州	2019年12月	1,790	1,790	1,790	1,680	1,680
	雲南	2018年5月	1,670	1,670	1,670	1,670	1,570
	チベット	2018年1月	1,650	1,650	1,650	1,650	1,400

※2021年以外の金額は2020年12月31日時点の基準額です(各地の通達などに基づき中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。